

## 要望書について（回答）

- 提出者：倉吉市地区地域福祉連絡協議会
- 受付日：令和4年7月12日
- 回答日：令和4年8月2日

1. 行政・市社協・地区地域福祉連絡協議会で構成する話し合いの場を設けていただきたい。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

検討します。

2. 高齢者・障がい者・子ども等に関する地域福祉行政の各部署の縦割りを統括する地域福祉統括責任者を配置していただき、地域防災を統括する防災調整監と融合する体制を整備していただきたい。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

要望として受け止めます。

3. 災害時に想定される、居住地内の内水面上昇による被害、河川氾濫による被害、土砂災害による被害について知り、どのような避難行動が求められるのかについて市主導での取り組みを進められたい。

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

令和2年4月に倉吉市洪水・土砂災害ハザードマップを全戸配布し、ハザードマップを活用した災害リスクの確認、「命を守る避難行動計画（マイ・タイムライン）」の重要性等について、全市的に普及啓発を図る予定でしたが、コロナ禍により、市からの積極的な研修の開催は行わず、要望のある地域にのみ対応しています。

今後も新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を注視しつつ、市主導での普及啓発活動の取り組みを進めていきます。

4. 倉吉市避難行動要支援者名簿登録要綱において、名簿をあらかじめ地域の避難支援者等関係者に提供と定められていますが、その提供手順並びに提供名簿の開示に関する定めが明確ではないことから、提供並びに開示に関する取り扱いを明示していただきたい。

【回答：福祉課 Tel 22-8118、長寿社会課 Tel 22-7851】

倉吉市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿の作成と利用について定めており、避難行動要支援者情報の提供は本人同意のもと、情報提供先として、①自治公民館長②自主防災組織③地区コミュニティセンター指定管理者④民生委員⑤市社会福祉協議会としています。

倉吉市避難行動要支援者名簿登録要綱に基づく情報の提供については、情報提供依頼書に使用目的等をご記入いただき、市長宛に提出していただく必要があります。

5. 災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿に個別避難計画に関する事項を登録することとされ、本個別避難計画の作成は市町村の努力義務とされていますが、今後、市として作成される考えはあるのでしょうか。

【回答：福祉課 Tel 22-8118、長寿社会課 Tel 22-7851】

改正災害対策基本法が令和3年5月20日から施行され、災害時に自力避難が難しい高齢者や障がい者等の「個別避難計画」の策定が自治体の努力義務となりました。

本市における個別避難計画として、倉吉市地域防災計画（避難行動要支援者支援体制整備計画）により、避難行動要支援者の避難支援プランを策定し、避難行動要支援者の基本情報である氏名や住所等のほか、避難に必要な情報を記載しています。